

ごみ集積所のごみ搬出処理業務委託契約書(案)

茨城県立こころの医療センター（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）
とは、こころの医療センターのごみ搬出処理業務について、次のとおり契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、こころの医療センター内的一般廃棄物 の収集・運搬及び処分業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（委託業務の実施方法等）

第2条 乙は、前条の委託業務を実施するに当たっては、別紙仕様書に従い行わなければならない。

（委託期間）

第3条 委託期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は契約金額の100分の10とする。ただし、茨城県病院局会計規程第107条第2項各号のいずれかに該当する場合は、全部又は一部を免除する。

（委託料）

第5条 委託料の単価は、1kg当たり可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみ 円、資源ごみ 円、有害ごみ 円とし、消費税及び地方消費税は外税とする。

なお、処分するごみの種類毎に月の処理量と単価を乗じて算出した金額の和に、当該金額の消費税及び地方消費税を加えて得た金額に1円未満の端数が生じた場合には、端数金額を切り捨てた金額を当月実施分の委託料とする。

2 乙は、毎月の実施分の委託料について翌月速やかに請求書を甲に提出するものとする。

3 甲は、前項の請求書を受理し、検査調査と照合のうえ適正であると認めたときは、請求書を受理した日から30日以内に乙に委託料を支払うものとする。

（守秘義務）

第6条 乙は、職務上知り得た全ての秘密及び患者に関する情報を他に漏らしてはならない。

（再委託の制限）

第7条 乙は、この委託業務の達成のため、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

（損害賠償）

第8条 乙は、故意又は善良な管理者の注意義務を怠ったことによって、機器等の全部又は一部をき損し、又は滅失したときは、当該物件の原状回復の責めを負うものとし、その経費は甲に請求できないものとする。

（解除等）

第9条 甲は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約又はこの契約に基づく甲の指示に違反しているため契約の目的を達成することができないと甲が認めたとき。

(2) 乙がこの契約を誠実に履行しないとき又は履行する見込みがないと甲が認めたとき。

（暴力団による不当介入があった場合の報告義務）

第10条 乙は、組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある関係者（暴力団等）から不当介入（不当要求又は納品等への妨害）を受けた場合は、その旨について、甲に対する報告を行わなければならない。

（協議）

第11条 この契約に定めるもののほか、委託業務の遂行に関し必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 茨城県笠間市旭町654
茨城県立こころの医療センター
病院長 堀 孝文

乙

ごみ集積場のごみ搬出処理業務委託仕様書

1 作業内容

- (1) 受託者は、県立こころの医療センターのごみ集積場よりごみを収集し、笠間市環境センターの焼却場へ運搬し、焼却処理・処分を行うこと。
- (2) 収集作業に使用する車両
受託者がごみの収集運搬に使用する車両は、一般廃棄物処理業許可証に記載のある車両とする。
- (3) 搬出するごみの種類
- | | |
|-------|------------------------------------------------------------|
| ・可燃ごみ | 生ごみ、紙くず、貝殻、プラスチック類、紙おむつ、革製品、ゴム製品、剪定枝、木材、ビニールシート等 |
| ・不燃ごみ | せともの類、コップ、鏡、ガラス類、傘、おもちゃ、小型家電製品、飲料物以外の缶・びん、金属類等 |
| ・粗大ごみ | 家庭電化製品（家電リサイクル法の指定するものを除く）、自転車、ストーブ、家具、ガスレンジ、カーペット、寝具、トタン等 |
| ・資源ごみ | アルミ缶、スチール缶、ガラス瓶、ペットボトル、段ボール、雑誌、衣類、シーツ等 |
| ・有害ごみ | 乾電池類、蛍光管、水銀体温計、水銀血圧計等 |
- 処理区分等の詳細は、笠間市環境センターのごみ搬入マニュアルに従うものとし、環境センターに搬入可能なすべての種類のごみの搬出を行うものとする。
- (4) ごみの収集頻度
受託者は、原則として次の頻度でごみの収集を実施するものとする。
- | | |
|-------|-------|
| ・可燃ごみ | 週3回以上 |
| ・不燃ごみ | 月2回以上 |
| ・粗大ごみ | 月1回以上 |
| ・資源ごみ | 月2回以上 |
| ・有害ごみ | 月1回以上 |
- なお、いずれの種類のごみも集積所の状況をこまめに確認し、必要に応じて隨時追加収集を実施すること。
また、当院より臨時収集の要請があったときは、迅速に対応すること。
- (5) 段ボールカートの配置
ごみの集積ならびに収集、搬出を容易にするため、受託者は当院ごみ集積所内に段ボールカートを3台配置すること。
- (6) 年間排出見込量
- | | |
|-------------------|------------|
| ・可燃ごみ、不燃ごみおよび粗大ごみ | 83, 370 kg |
| ・資源ごみ | 5 kg |
| ・有害ごみ | 5 kg |
- (7) 収集・運搬を行う場合は、病院業務に支障のないよう行うこと。
- (8) ごみの重量確認は、車両重量の計測により行う。よって、こころの医療センターのごみと他施設等のごみを一緒に収集することは認めない。
- (9) ごみの収集を実施したときは係員に報告し、検査確認を受けること。
- (10) ごみ収集運搬の実施状況については、笠間市環境センターが発行する計量票を添付し、翌月10日までに病院長あて報告すること。
- (11) 笠間市環境センターに搬入できないごみが混入するなど当院からのごみの出し方、分別状況等に問題を発見したときは、速やかに当院の監督員に報告すること。
- (12) ごみ集積所の状況に異常を発見したときは、速やかに当院の監督員に報告すること。

2 受託条件

- (1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第7条第1項に基づき、収集運搬を業として行うことについて許可を受けていること。
- (2) 廃棄物の収集運搬を業として行うことについて、笠間市の許可を受けていること。
- (3) 廃棄物の収集運搬を業として行うことについて、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係法令・条例等によって当該業務を行う業者として要求されるその他の資格要件を備えていることを立証するに足りる書面を甲に提出できること。
- (4) 焼却処理等の確認ができるよう、伝票等を採用すること。